

グループホーム ひなたぼっこ 運営規程

(事業の目的)

第1条 濱野精麦株式会社 が開設するグループホーム ひなたぼっこ (以下 事業所)が行なう指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防の事業(以下 事業という)の適正な運営を確保するために 人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理人又は介護従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、共同生活住居において 適正な指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防を提供できることを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 認知症になってもひとりひとりの人間を大切にしたケアの実践
- 2 日課や規則に縛られない普通の生活を実現し、安らぎの場を提供するケア実践
- 3 生きていることの実感と希望を持つことができるようなケア実践
- 4 家庭復帰を目指し、家庭とのつながりを深めていくケア実践
- 5 地域住民と交流を図りながら在宅福祉サービスを充実発展させていくケア実践
- 6 情報公開を積極的に行っていく。

(事業所の名称)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 グループホーム ひなたぼっこ
- 2 所在地 茨城県筑西市市野辺133番地2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうとともに、利用者又はその家族に内容を説明したうえで、自ら認知症対応型共同生活介護及び介護予防の提供にあたるものとする。

- 2 ケアマネジャー、(計画作成担当者) 1名

ケアマネジャーは計画作成を担当し、介護従事者と協議のうえ、それぞれの利用者に応じ認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防計画を作成する。

- 3 介護従事者 6名 以上

介護従事者は認知症対応型共同生活介護及び介護予防の提供に当たる。

利用者3名に対して少なくとも1名の介護従事者を置くこととする。

- 4 夜勤者 1名

利用者の生活サイクルに応じた1日の活動の終了時刻から開始時刻までの間、介護従事者1名が夜勤に当たる。

(利用定員)

第5条 定員は9名とする。ただし、1ユニットにつき9名とする。

(認知症対応型生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防の内容は次のとおりとする。

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防が法定代理受領サービスである時は、利用者から本人負担割合分の支払いを受けるものとする。
- 2 厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)を事業所の見やすい場所に掲示する。
認知症対応型共同生活介護及び介護予防の基本方針は共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むようにするものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその身元引受人に対して、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 その他の費用、食費、家賃、理美容代、おむつ代等の実費を徴収する。
- 5 前項の費用は別途定めることとする。

(入居に当たっての留意事項)

第7条 利用者は入居し指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防サービスを受けるに当たって次の事項が必要とされる。

- 1 健康保険、介護保険に加入している単身の高齢者であること
- 2 要支援2、要介護1以上の認定があり、かつ認知症の診断がされていること
- 3 費用の支払能力があること
- 4 筑西市に住民票のある方
- 5 65歳以上の方又は40歳から64歳で特定疾患のある方
- 6 心身の状態が認知症対応型共同生活介護及び介護予防に対応できる程度に自立していること
- 7 共同生活上のルールを定めた管理規程を遵守すること。管理規程は 別途定めることとする。

(非常災害対策)

第8条

- 1 介護従事者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。
- 2 非常災害に備えて、具体的な避難計画を立て、入居者も参加した緊急避難訓練を年二回実施する。避難計画は別途定める。なお、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第9条

- 1 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携など)

第10条

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 1 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護及び介護予防について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という)を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。感染まん延時等状況に応じて書面会議等にて意見を求める場合もある。
- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 虐待防止のための指針の整備
 - 3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第12条

- 1 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)
- 2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3) 介護職員その他の従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第14条 事業所は職場において行われる利用者・介護従業者によるハラスメント行為の発生、又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

ハラスメント対策のための知識を共有するための勉強会を定期的開催するとともにその結果について介護従業者に周知徹底を図る。

ハラスメント対策のための指針及びマニュアルの整備

ハラスメント行為に関する相談窓口の設置。

(その他運営についての留意事項)

第15条

- 1 事業所は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
また、従業者の資質向上のために研修の機会を 次のとおり設けるものとし、業務体制を整備し、研修を実施する。(1)採用時研修 採用後6か月以内 (2)継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者なくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 市町村との連携を図り、調査及び第三者評価等の受入れを行なう。

- 5 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所管理人と入居者、身元引受人との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 事業所は事業を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条 の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める
- 7 事業所は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しその終了した日から5年間保するものとする。

附 則 この規程は、平成21年1月1日から施行する。
この規程は、平成22年1月1日から施行する。
この規程は、平成24年6月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年8月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和 3年4月1日から施行する。
この規程は、令和 4年4月1日から施行する。
この規程は、令和 5年7月1日から施行する。